

告 示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第五十二号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十二条第一項第四号の規定により、平成十九年十二月四日第十六号で指定をした道路を次のとおり取り消した。

令和七年九月二十六日

埼玉県川越建築安全センター所長 国 分 政 勝

第一〇二号				取消番号
建築基準法第四十二条第一項第四号				指定の取消しに係る道路の種類
令和七年六月二十日				指定の取消しの年月日
埼玉県鶴ヶ島市大字中新田字東山三百五十四番三 地先から埼玉県鶴ヶ島市大字中新田字東山三百五 十四番七地先まで				指定の取消しに係る道路の位置
埼玉県鶴ヶ島市大字下新田字水堀百九十五番九地 先から埼玉県鶴ヶ島市大字下新田字水堀百八十四 番五地先まで				指定の取消しに係る道路の延長 (単位メートル)
三十三・一九				指定の取消しに係る道路の幅員 (単位メートル)
四・一〇四・二				
四十四・〇				
六・〇				
六・二				
八十二・四六				
二十四・〇				
埼玉県鶴ヶ島市大字中新田字東久保二十一番一 地先から埼玉県鶴ヶ島市大字中新田字東久保二十一 番八地先まで				
埼玉県鶴ヶ島市大字下新田字水堀百九十四番一 地先から埼玉県鶴ヶ島市大字下新田字一本松九十六 番一地先まで				